

令和 2 年度第 1 回松本市国民健康保険運営協議会 議事録

- 課長補佐
開会の宣言

あいさつ

- 健康福祉部長

本日はお忙しい中、松本市国民健康保険運営協議会にご出席を賜りまして誠にありがとうございます。皆様方におかれましては、本協議会の運営にあたりまして、ご協力ご尽力を賜りまして感謝申し上げます。

さて、今年は皆さま方もご存じのとおり新型コロナウイルス感染症への対応ということで、生活や会議等の持ち方も変わってきていると思います。報道によりますと、中信地区では数の上では少なめではありますが、全国的な傾向を見ますと、第 2 波の訪れている真ただ中と報道もされております。

松本市におきましても、新型コロナウイルス感染症の発生にあたり、庁内の体制を整えるとともに、各医療機関の皆さまと共に感染防止に対する取組み、さらには経済的な面から事業者の皆さまへの支援、そして、市民の皆さま方に対する給付金の交付などの対応をさせていただいておりますが、まだまだ至らない点もあるかと思えます。今後、市民の皆様にご協力をいただきながら対応していかなければいけないことも多々あるかと思えますが、なにとぞよろしくお願い致します。

それでは、本日の会議ですが、令和元年度松本市国民健康保険特別会計の決算、収納状況、保健事業などを報告させていただくとともに、国保における新型コロナウイルス感染症の対応状況についてご説明することが大きな内容になっておりますので、よろしくご審議を賜りたいと思います。

また、感染防止ということで三蜜を避けるという面から、この会議の対応も十分ではありませんが、説明などは簡潔に行い、接触時間などを極力短縮するなどして本日の会議を運営したいと思えます。本日は報告が主となりますので、新たな疑問などあれば、事務局へご確認いただきたいと思います。

本日はどうぞよろしくお願い申し上げます。

- 会長

ただいま、樋口部長からの説明もありましたが、一言ごあいさつさせていただきます。コロナ禍の会議であります。「人生は長く、会議は簡潔に」ということで本日のご審議をお願い申し上げます。

簡潔にと申しましたけれども、発言は活発にお願いしたいと思います。どうぞよろしくお願いします。

- 課長補佐
新任委員の紹介

- 課長補佐
それでは、ただいまから、議事に入りたいと思います。会議の議長は、松本市国民健康保険運営協議会規則第4条第2項の規定により、会長が務めることになっています。

- 会長
それでは会議に先立ちまして、委員の皆さまにお諮りしたいと思います。報道関係等、市民から傍聴の申し出がありますが、了承してよろしいでしょうか。
— 異議なし —
それでは、ご了承をいただきましたので、どうぞよろしくお願いします。
それから1点お願い申しあげますが、暑い中マスクを着けての会議でありますので、ご発言の際に明瞭に聞こえるようにご発言願いたいと思います。

- 会長
本日の委員の出席状況ですが、3名の委員から欠席のご連絡をいただいております、過半数を超える委員の皆さまに出席いただいておりますので、規則第5条第1項の規定により、会議が成立しておりますことをご報告いたします。
それでは、報告事項の第1号「令和元年度国民健康保険特別会計決算状況について」と第2号「令和元年度国民健康保険税の収納状況について」を議題とします。事務局から説明をお願いします。ご質問には、事務局で随时お答えをいただきたいと思います。

- 保険課長
— 説明 —
(国民健康保険特別会計決算状況について)

- 保険税担当課長
— 説明 —
(国民健康保険税の収納状況について)

- 会長
ただいまの説明に対し、ご意見等ありましたら、ご発言をお願いします。

○ A委員

資料1ページの形式収支が2億6千万円の黒字で、被保険者数が減って、収納率が下がっている中、この数字は、運営上良かったという評価になるのかを教えてください。

○ 保険課長

資料4ページに決算状況がございます。形式収支は、下から4行目に記載しています。国保制度が平成30年に変わりました。国保としては納付金を県へ納めるようになっていました。2億6千万円の黒字ですが、前年度との比較はマイナス4億円となっています。

基金を含めた実質の黒字額では、8億円で、対前年度比4億円減っております。今後、納付金が今年のような状況で推移すれば、2年先には基金を取り崩しても、赤字になる見込みです。

○ B委員

4月以降収納率も減っていますが、医療機関では、受診抑制があります。感染防止のために、医療機関にかかることができない、ということは、国保も使われていない状況があります。ご説明では、いままでどうりに推移すればということですが、今までの状況とは違ってくると考えられます。

○ 保険課長

委員のおっしゃるとおり、新型コロナウイルス感染症の状況について、今の段階では先が読めない状況です。5月、6月診療分のレセプトの費用額、件数は大きく落ちてはいない状況です。これから受診率が落ちていけば、ご心配いただいた状況になることも念頭に置きながら注視していきたいと思っております。

○ B委員

最近、報道されておりますが、医療機関の収入は10%以上減っている状況です。このことは、明らかに影響してくると思っております。

○ 会長

収納率は、大変厳しい状況ですが、今後の見通しについて教えてください。

○ 保険税担当課長

税収納の立場から、現在の現年度の収納率は、大きな落ち込みはありません。今後、コロナの拡大等により、日本全体の経済状況によってどうなっていくかを、注意深く様子を見ていく必要があると考えています。

○ A委員

3月までは、元年度分のことなので、松本市でコロナが発生したことにより、業種によっては、苦しい状況でしたが、何とか凌いできた状況があります。

国からの10万円の特別給付金、飲食に関しては、連休を挟んで県の協力金30万円。それから国の持続化給付金が100万円ということで、一定の現金収入で補填されているので、収納率が下がっていないということにも表れているのではないかと思います。ただ、業種によっては、例えば、サービス、スナック、料飲等の関係は、非常に厳しい状況にあります。営業再開といっても客足が伸びていないという状況があります。

また、フリーランスの方は、4、5月で仕事がゼロという方もいっぱいおります。不況の状態が続けば、秋から年末、年始にかけて、好転しないのではと思います。自営業等の業種によって、収納率に差があることなどを把握していますか。私の所属する団体では、建築関係では、まだまだ仕事があるようですが、飲食サービス業の関係では、厳しい状況が今でも続いています。

○ 保険税担当課長

業種別の納付状況等の統計は取っておりません。後ほど資料でご説明申しあげますが、収入が去年に比べて、落ち込んだ方に、減免や猶予等の制度を設けております。そういった制度をご利用される方は、自営の方、飲食関係の方が多くなっております。

○ 会長

他にございませんか。

それでは、第1号、第2号を合わせて、運営協議会としましては、承認申しあげるといふことに、集約させていただいてよろしゅうございますか。

—異議なし—

それでは第1号第2号議案を承認申しあげます。

続いて、第3号議案でございますが「令和元年度データヘルス計画の実施状況と評価について」を議題にさせていただきたいと思います。事務局からご説明をお願いします。

○ 主任

—説 明—

○ 会長

ただいまご報告をいただきました第3号議案につきまして、特に、医師会、歯科医師会、薬剤師会の医療関係の委員さんにご出席をいただいておりますが、ご意見等ございましたらご発言をいただきたいと思います。

○ C委員

16ページのBMIの数値は、誤植と思います。BMIが、100cm以上はありませんので、25でしょうか。

それともう1点ですが、17ページ高齢者の保健事業のところ、後期高齢者健診の対象者で、介護度4の方は、通知から除かれています。実際、介護度を持っていても、市役所にいけば、送ってくれることを10人のうち4人は知らないようです。

それで、広報等でお知らせしていると思うのですがけれども、もし今後も続けるのであればもうちょっとわかりやすい方法はとれないでしょうか。

ご家族やご本人が市役所にいければいいのですが難しいようです。経費の問題もあると思いますが、介護度4、5の方にも送っていただければ一番いいと思います。

○ 健康づくり課長

ただいまいただいた意見は、ごもっともだと思います。どういう方法がいいか今後検討していきたいと思います。ケアの仕方は、皆さんにお分かりいただけるようなものを考えてまいります。

○ B委員

この糖尿病性腎症重症化予防の取組みについて、松本市医師会も協力させていただいて信州大学の上條先生を中心としたグループで取り組んでいます。

残念ながら保健師さんからの説明があったように参加者が少ないため、信頼性がまだまだ足りないと思いますが、東京の大学の先生に経済評価をお願いしたところ、経済的にも有効であるとの結果をいただいております。

今後論文になって、松本発のものとなります。本当は熊本での取組みで経済評価に取り組まれています。今後とも医師会も協力させていただきたいと思いますので、この事業に協力していただければありがたいです。

○ 会長

事務局の方で、お願いします。

○ 健康づくり課長

この事業は本当に医師会の先生方にご協力いただいて、成果が上がっていることを、この前の会議の中で報告を行いました。

市としても、受診率が今後増えていくように、周知方法を考えたいと思います。引き続き、関係の皆さんにご協力いただきながら、より良い成果が上がるような取組みを考えていきます。

○ 会長

それでは第3号議案の「データヘルス計画の実施状況について」、さらに、行政、

それから医療関係の皆さん、ご努力をくださるということでございます。

よろしくお願ひしたいと存じます。

第3号を承認するというところでよろしいでしょうか。

－異議なし－

それでは第3号議案について、当協議会として承認を申しあげたいと存じます。

続いて、報告第4号「新型コロナウイルス感染症の対応状況について」を議題とさせていただきます。

事務局からご説明お願ひします。

○ 保険課長
－説 明－

○ 会長
ありがとうございました。
それでは、委員の皆様のご発言をお願ひしたいと思います。

○ A委員
国保税の減免についての原資は、国が手当てをするのでしょうか。

○ 保険税担当課長
減免になった金額については、追って国の方から補填されます。

○ A委員
特例的に遡及して減免するという事は、滞納者の未納分についても、減免の適用がされるということですから、これを周知徹底し、適用が受けられれば、収納率の向上と維持にも寄与していくという意味で、これは活用されるべきものだと思います。

この255件の受け付けというのは、そういうことからすると、多いのでしょうか、少ないのでしょうか。

○ 会長
今後の見込みも含めて説明してください。

○ 保険税担当課長
減免申請が本格化しましたのは、今年の課税額が確定して、新しい年度の当初納付書が発送された後から本格化して参りました。

7月16日に当初納付書を送付しましたので、8月3日時点での申請受け付け数255件は、その時はかなり多かったと思います。この申請につきましては、来年の3月31日まで申請ができます。

これからの経済状況等にもよりますけれども、今後、収入が減る見込みとなっ

たというような方も、随時、こちらの方の申請に来られるものと考えております。

○ 会長

よろしいでしょうか。

事務局の方で補足がございましたら、発言してください。よろしいですか。

○ 保険課長

はい。

○ 会長

それでは第4号の報告事項につきまして、当運営協議会では承認申しあげるということに集約させていただきたいと思えます。

よろしいでしょうか。

－ 異議なし －

それでは承認をさせていただきます。

それでは、本日の議題は以上でございますがご協力、ありがとうございました。事務局から何かございましたら、お願いしたいと思えます。

○ 課長補佐

例年開催されております、長野県国民健康保険団体連合会主催の運営委員協議会委員の研修についてですが、中止になったとのことですので、来年度の開催の際には別途ご連絡いたします。

○ 会長

せっかくの会議で今日初めてご出席をいただいた委員さん、何かご感想でも結構ですが、お話ございましたら、ご発言いただければありがたいと思えます。

○ D委員

昔から疑問に思っていたのですが、松本市の場合、保険税を計算するときに、資産割が入っていない理由があるのでしょうか、教えてください。

○ 会長

保険税担当課長お願いします。

○ 保険税担当課長

長野県の一部は、現在でも資産割を課税しているところがあります。松本市では、かなり以前から資産割というものは、設定しておりません。

県の運営方針で、資産割を今後なくしていくような方向性でいるということを検討しているとお聞きしております。

○ 課長補佐

資産割は、もともと資産お持ちの方にご負担いただくというのですが、国民健康保険にご加入の皆さんが、給付を受ける中で、所得に応じて負担をし合っていますので、公平ではないということで、議論になります。

例えば東京都は、所得割と均等割でご負担いただいていますし、長野県内でも資産割がない市町村は、松本と長野と軽井沢町だけでした。

長野県の運営方針としても、資産のある方に負担を求めてくのはどうかということで、県と77市町村で連携会議を設け、その中で課税方法を見直し、整理していきましようということで取り組んでいます。今後整理されていく状況になっております。

○ E委員

交代により委員になりました。これからもしっかりと勉強させていただきます。

○ 会長

以上で会議を終了したいと思います。他に発言がありますか。

○ A委員

今年の資料には、所得階層別の収納率というのを入れていただきました。前回の会議の際には、この資料がなくて、あった方がいいのではないかとということで、急遽提供していただいたものです。このことについての細かいことは、私はいいませんが、非常に赤字体質というか構造的な問題だと思います。

一つには、国保税が高いのではないかとというようなことももちろんありますが、実際に所得階層別収納率の義務者（世帯数）を見ますと、一番上の総所得金額0円と、33万円まで、33万円から100万円までの階層だけで、55.2%と半分以上です。その上の100万から200万を入れると、何と77%という世帯の構成になります。

医療費は、1人当たりの医療費が毎年増え続けているこの現状の中で、国保会計が構造的に赤字にならざるをえないということになっています。

このことを、どういう方向で解決すればいいのかについて、私の所属している民主商工会という会議で、国が抜本的に補助金を増やしてほしいと提言しています。このことは、全国の知事会でも、1兆円規模の繰り入れをしてくださいというような要望をあげています。

不十分ながら多少とも繰り入れはしていますけれども、そういう方向性があるということと、やはりこの低所得者の人たち、数字を見ると55%、77%の階層の皆さんが、年々改善されていかない。この層の皆さんが、この表でこのような数字が続いているという状況の中では、やはり収納率をあげるということについては、とにかく何とか払ってくださいというだけでは、解決にはならないと思います。

短期保険証、資格証明書等、こういう一つのペナルティー的な措置ではなくて、やはり低所得の人たちの生活の実情に合わせた懇切丁寧な納税支援、市としての取組みというものも、ぜひお願いしたいと思うんですね。

それと、この表の中に所得不明という部分がありまして、これはもう収納率が60%という状態になるわけですね。ですからこの面でも、きめ細かく市民の方に声をかけて、申告をしましよと、申告をすることによって減免が受けられますよと、きめ細かい対応もお願いしたいと思います。

また、関連して、最初の5ページに、国民健康保険事業費納付金が今後大きな負担となる可能性がありますと、記載されていて、現在県では保険料水準の統一に向けた検討が行われておりますという文言があるわけですが、医療費が増大し、収入がこれから先の経済状態の中で、下がっていくと、収納率も下がる中で、この保険料水準の県内の統一に向けた検討というのはどういう関係があるのか、これから先の国保の運営について、私も非常に関心があるところです。わかる範囲でお答えいただければお願いします。

○ 会長

大変難しいお尋ねが出ました。お答えをいただけますか。
保険課長お願いします。

○ 保険課長

県でも、保険税の水準の統一については、冒頭で申しあげたように、平成30年に、もうこれは各自治体、市町村で国保運営していくのはもう限界だという中で、特に小さな市町村では、もう同じ一般会計から法定外繰入しても追いつかない中、財政主体が県に移りました。

そういった中で、先ほどいった国からくる交付金、または、県に納める納付金のバランスによってどうなのかという中で、一つは保険料については、統一したものを目指していますが、保険料が松本市みたいに、所得割が高いところもあれば、安い市町村もあって、それを平準化していくには、努力ないし理解が要ると思います。今、それを県が各エリアに入って、ヒアリングをしながら、情報収集をしているところです。

いずれにしても、国保は、何らかの保険に入っていない方、ないしは自営の方等が入る保険で、医療費もかかるけれども、保険税等も高くていうところが実態でございます。

そういった中で、保険税の方も、さっきの未納者の申告について、市の担当課で、連携を取りながら、通知を出したり電話をしたりする中で、未申告者にはぜひ申告をするように指導していて、市民税課へ案内したり、少しでも、未申告の方が減るように努力をしております。

今後、保険、国保の仕組みについて、非常に難しい問題もありますけども、県と調整を行っていく中で、進捗状況等ご報告できるものがあれば、随時お知らせして、ご意見を伺っていきたいと思いますので、よろしくお願いします。

○ 会長

ただいま、よろしく申し上げますというお言葉通りですが、お聞きいれただいて、何かコメントございましたら、お願いしたいと思いますが。

よろしいですか。今のご要望を申しあげたということによろしいでしょうか。

閉会の宣言

○ 会長

それでは長時間ありがとうございました。

以上をもちまして、会議を終了したいと思います。ご協力ありがとうございました。